

安全衛生に関する基礎知識

労働衛生管理とは

労働安全衛生法を根拠法令として、事業者（会社側）には、**労働者の安全と健康に配慮する義務**があるということ。具体的には、以下の3領域で進めていきます。

※「総括管理」「労働衛生教育」を加え5管理とすることもあります

作業環境管理

作業する環境が労働者にとって有害とならないように管理すること

作業管理

作業内容や作業方法を適切に管理し、作業そのものから発生する有害要因を除去し労働者の健康を守ること

健康管理

労働者の健康状態を的確に把握し職場における労働者の安全と健康を確保すること

知っておいてほしい救急対応

このような状態の人を発見したら**迷わず119番を**→
判断に迷ったら救急相談窓口「#7119」もご利用ください。

119番につながったら以下の順番でお伝えください

- ①まず「救急です」
- ②来てほしい住所（わからない場合は近くの大きな建物や交差点など）
- ③具合の悪い方の症状 ④具合の悪い方のおおよその年齢
- ⑤あなたのお名前と連絡先

★AEDがどこにあるかご存知ですか？

この機会に【設置場所】と【使い方】を確認してください。

安衛法で事業主に定められている項目の抜粋

第66条の4

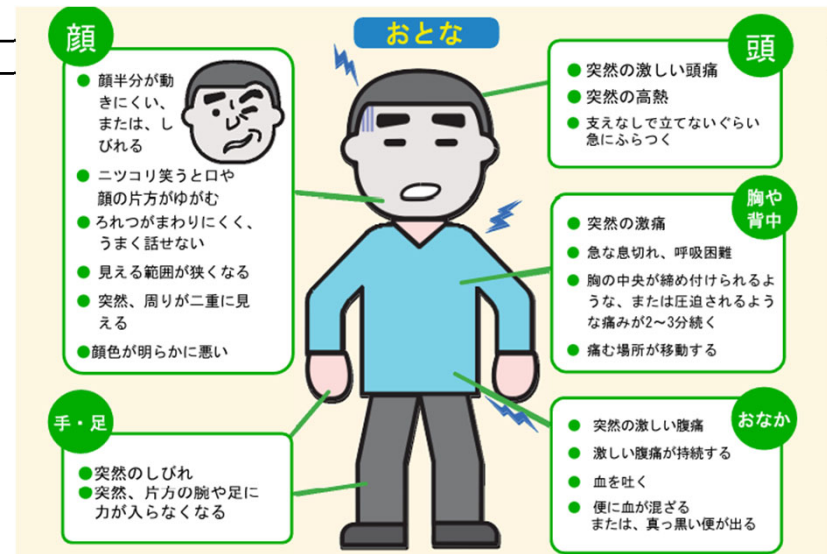
健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に**異常の所見のある**労働者について、労働者の健康を保持するために**必要な措置**について、医師の意見を聞かなければならない

第66条の5

上記による医師の意見を勘案し**必要があると認める時**は、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければならない

第66条の7

健康診断の結果、**特に健康の保持に努める必要がある**労働者に対し、医師や保健師による**保健指導**を行うよう努めなければならない



<消防庁HP「救急車を上手に使いましょう」より転載>